答 弁 第 二 一 六 号平成二十八年十二月二十日受領

内閣衆質一九二第二一六号

平成二十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出MRワクチンの偏在に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一及び二について

は 関での偏在等が懸念されると考えている。そのため、厚生労働省としては、 が国全体としては、MRワクチンの不足が生じない見込みであると認識しているが、一部の地域や医療機 対して「麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について」 (平成二十八年九月九日付け厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課事務連絡) 現時点において、 製造販売業者及び卸売販売業者との連携を密にしてMRワクチンの需給状況の把握に努めており、 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(以下「MRワクチン」という。)について 都道府県及び医療関係者等に を発出し、 部 の地域 我

チンの供給不足が明らかになった場合には、都道府県、製造販売業者、 チンの需給状況を踏まえつつ、適切な対応をとるよう引き続き努めてまいりたい。 や医療機関でのMRワクチンの偏在等が生じないよう必要な対応を依頼しているところであり、 いて、一部の地域や医療機関でのMRワクチンの偏在等に係る地域間の調整を行った上でなお、MRワク 卸売販売業者等とも協力の上、 また、各都道府県にお M R ワク 適

切に対応してまいりたい。